

消費者

いまだに減らない振り込み詐欺

～それって本当に公的機関から？～



ある日、Aさんのもとに市役所の職員を名乗る男から「保険料の還付金があります」との電話が入りました。「還付金を受け取るには、至急手続きが必要です。ご利用の銀行はどこですか」と聞かれ、銀行名を答えたとところ、「その銀行でしたらATM（現金自動預払機）で手続きができません。携帯電話と銀行のキャッシュカードを持って、近くのコンビニに行ってください」と言われました。

Aさんは市役所からの電話だと信じて、言われたとおりに近くのコンビニへ行き、ATMの前から携帯電話で指定された番号に電話し、ATMを指示どおりに操作しました。すると、還付金を受け取るどころか、逆にAさんの口座から30万円が送金されてしまい、大金をだまし取られてしまいました。

これは「還付金詐欺」と呼ばれる、いわゆる振り込み詐欺で、被害が後

を絶たないどころか、近年増加の傾向にあります。

この還付金詐欺は、「期限が今日まで」とせかき、警戒が厳しい金融機関ではなく、コンビニやスーパーのATMへ誘導するケースが見られます。

「公的機関が還付手続きや手数料振込みの名目でATMでの操作を求めることはありません」ので、ご注意ください。

また、最近では、公的機関の職員を装った電話で、手続きのためと称して指定したフリーダイヤルにかけさせて、個人情報盗み出そうとする事例もあります。すぐに信じて電話をかけることがないようにして、必ず、市役所などに電話連絡して事実かどうかを確認するようにしてください。

おかしいなと思ったら、一人で悩まずに、消費者センター、警察や家族、知人のかたにご相談ください。

■ご相談は消費者センター（メルカつきまち4階、相談専用☎829・1234）へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業（祝日の場合、直後の平日）。土・日・祝日も相談できます。